第3回 関西広域連合 新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時:令和2年4月8日(水) 13:00 ~

場所:兵庫県災害対策センター

1階災害対策本部室

1 開 会

2 協議事項

- (1) 緊急事態宣言をうけた大阪府及び兵庫県における今後の対応について
- (2) 広域医療局からの報告
- (3) 新型コロナウイルス制圧に向けた申し合わせ

3 閉 会

※会議終了後、兵庫県庁2号館1階視聴覚ルームにて記者会見を実施

[資料]

資料1 関西圏域における新型コロナウイルス感染症への対応状況

資料2 大阪府新型コロナウイルス対策本部会議

資料3 兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部会議

資料4 新型コロナウイルス制圧に向けた申し合わせ(案)

[参考資料]

参考資料1 全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部 (第5回)

参考資料 2 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言・基本的対処方針

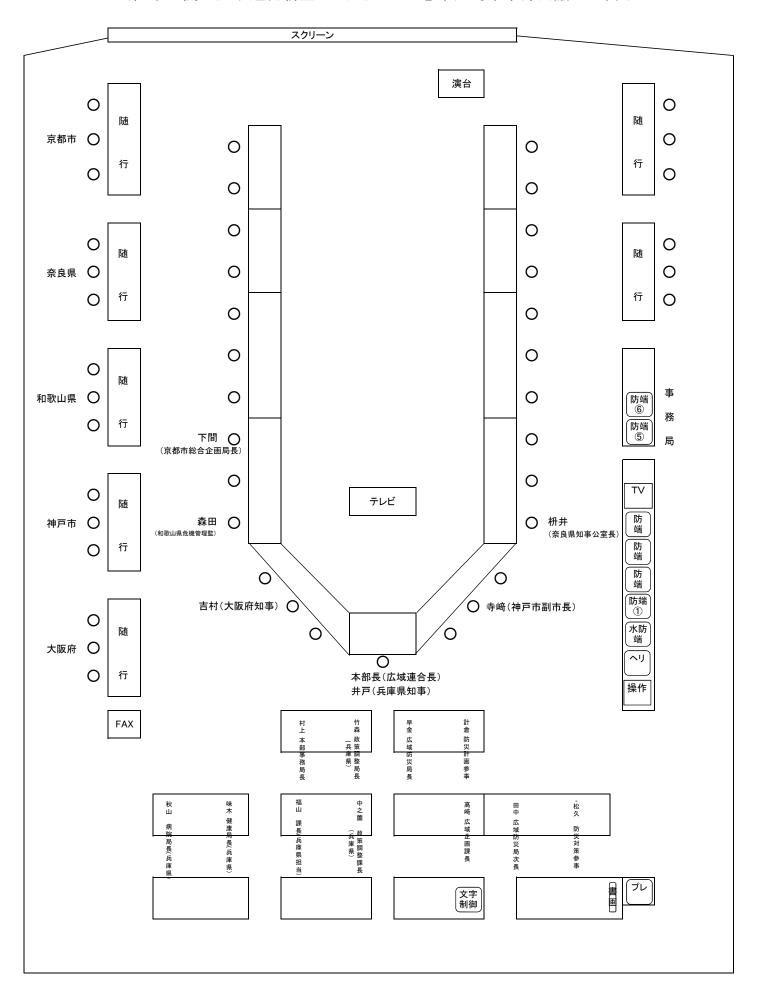
参考資料3 広域的な患者受入体制の連携について

第3回関西広域連合 新型コロナウイルス感染症対策本部会議 出席者名簿

機関名	役 職		氏	名
兵庫県	本部長 (広域連合長)	井戸	敏三	(兵庫県知事)
和歌山県	副本部長(副連合長)	代理 森田	康友	(危機管理監)
奈良県	副本部長(広域防災副担当委員)	代理 枡井	和也	(知事公室長)
徳島県	副本部長(広域医療担当委員)	飯泉	嘉門	(徳島県知事)※
神戸市	副本部長(広域防災副担当委員)	代理 寺﨑	秀俊	(神戸市副市長)
滋賀県	本部員	三日月	大造	(滋賀県知事)※
京都府	本部員	西脇	隆俊	(京都府知事)※
大阪府	本部員	吉村	洋文	(大阪府知事)
入例外		山野	謙	(大阪府副知事)
鳥取県	本部員	平井	伸治	(鳥取県知事) ※
京都市	本部員	代理 下間	健之	(総合企画局長)
大阪市	本部員		欠人	苗
堺市	本部員		欠人	常

※TV会議により出席

第3回 関西広域連合新型コロナウイルス感染症対策本部会議 配席図



関西圏域における新型コロナウイルス感染症への対応状況

令和2年4月8日 広域防災局

〇関西広域連合の対応

- 3月15日(日) 第1回 関西広域連合新型コロナウイルス感染症対策本部会議
 - 19日(木) 国に対し「新型コロナウイルス感染症対策に係る要望」実施し、関係機関が連携した健康観察体制の構築
 - 26日(木) 第2回 関西広域連合新型コロナウイルス感染症対策本部会議
 - 同日 「帰国者と帰国者を受け入れる方々へのお願い」実施し、実効性ある自宅 等待機への協力依頼
 - 27日(金) 国に対し、「新型コロナウイルス感染症対策に係る要望」実施
- **4月1日(水)** 「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた関西府県民の皆様への お願い」実施し、外出自粛要請と合わせて再度実効性ある自宅等待機への 協力依頼

○構成団体で実施している対応・対策

4月7日時点

	○構成団体で実施している対応・対策 4月7日時								<u> </u>							
						Ţ	存	Ļ				政令市※1				
	区分			京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	徳島県	計	京都市	大阪市	堺市	神戸市	計
	検査:	検査機関数(機関)	1	2	2	4	1	2	2	1	15	(1)	府市 合同	(1)	(1)	
	体制	検査可能検体数(件/日)	60	80	260	162	30	80	136	96	904	$(80)^{2}$	府市 合同	(40)	(72)	
		帰国者·接触者相談センター設 置数(箇所)	8	9	18	18	6	9	3	6	77	(1)	(1)	(1)	(1)	(4)
医	診療	帰国者·接触者外来設置箇 所数(見込含(箇所))	13	30	63	41	11	17	13	14	200	(13)	(7)	調整中	調整中	
療対	体制	入院可能病院数(機関)	14	調整中	56	37	6	10	16	4		調整中	調整中	調整中	調整中	
策		うち感染症指定医療機関(機関)	7	7	6	9	5	7	4	4	49	(2)	(1)	(1)	(1)	(5)
		受入可能病床数**3(床)	748	調整中	362	500	64	98	265	130		調整中	調整中	調整中	調整中	
		が感染症病床数※4 (床)	34	38	69	54	24	32	12	23	286	(10)	(33)	(7)	(10)	(60)
		宿泊療養施設数	調整中	調整中			調整中		調整中					※ 9		
		受入可能人数	調整中	調整中			調整中		調整中					※ 9		
		入院調整や情報の共有・一 元管理などを行うセンタ 一等の設置	調整中	\circ	0	0			0			調整中				
	その	感染症指定医療機関等に 対する防護服、簡易陰圧装 置等の購入費補助	0	0	0	0	0	0	0	0						
	他	携帯型翻訳機の感染症指定 医療機関等への配備(台)		104	10	13	4	5	6	13	155					
		医療機関向け受診・検査相 談センターの設置			0				0							
		入国制限地域外からの帰 国者の健康フォローアップ				0			0					※ 9		

							F	守	Ļ					政令市※1			
区分			滋賀県	京都府	大 阪 府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	徳島県	計	京都市	大阪市	堺市	神戸市	計	
産業対策		新型コロナウイルス 症対策としての融資制 の創設、貸付要件緩和	度	0	0	0	0	0	0	0	0		0	% 5	※ 5	0	
\1) \1	*	企業等への時差出勤・ ク等の要請	テレワー	0	0	\circ	0	\circ		0	\circ		0			\circ	
社会	冷	庁舎、保健所等への専 談窓口の設置(箇所)	用相	8	9	3	6	6	10	3	7	52	(1)	(1) *6	(1)	(1)	(4)
対領	策	24 時間対応コールセンター(箇所	f)	2	2	3	2		1	3	1	14	(1)	(1)	(1)	(1)	(4)
		一般企業・関係団体へ ^゙ント中止等の要請	- のイ		0	0	0	0		O ^{**7}	0				0	0	
		主催イベント等の自粛			0	\bigcirc	0	\circ	0	\circ	\circ		\circ	\circ	0	\circ	
		屋内での集会・イベン の自粛(人数)	卜等				50			※ 12						50	
		不要不急の外出の自	始期		3/30	4/7	3/27						4/2		※ 9	※ 10	
		粛 終期				5 / 6	4/30									4/30	
		人口密集地への往来自	粛	0		\bigcirc		0		※ 13	0		0		※ 9		
		夜間営業飲食店の利用	自粛	0		0							0	0	※ 9		
		小中高の休校対応	始期		4/13		4/8		4/7				4/10		4/8	4/8	
	公	(春期休校明け)	終期		5/6		5/6		4/12				5/6		5/6	5/6	
	立	特別支援学校の対応(体格	₹○)		0		0		\circ				\circ		0	0	
±/+		幼稚園の対応(休園〇)			一部 休業	休業 要請					一部 休業		\circ	0	0	0	
教育	私	小中高への休校 (要請○)				0	0	\circ	0		\circ						
対	立	幼稚園の対応(休園要請	()			\bigcirc	\circ										
策		保育園の対応(休園要請○)												≫ 11			
		(公立)社会教育施設(美術 館等)の対応(閉館○)		0	0	0	0	0				<u></u>	0	0	0	0	
		社会教育施設での府 県市主催事業自粛 終期		2/28		2/20	3/3			2/21	2/27			2/20			
				3/25		4/3	4/30			未定	3/31			5/6			
	新型コロナウイルス感染症対策本 部運営訓練								0						0		
その	の他	友好都市等への感染な 資材等の提供(マスク 療用手袋、防護服等)		0	0	0	0		0	0	0				0		

- ※1 政令市:政令市の数値は府県に含む。 ※2 京都市:京都府京都市合計の件数。
- ※3 簡易陰圧装置の設置等による専用の入院病床数(見込)を含む。 ※4 結核病床除く。
- ※5 大阪市・堺市:大阪市・堺市における中小企業向け制度融資は、大阪府制度に一元化している。
- ※6 大阪市:新型コロナウイルスにかかる一般相談について、24区の保健福祉センターでも対応している。
- ※7 鳥取県: 感染の広がり、会場の状況等を踏まえて必要性の検討又は実施方法を工夫いただくよう求めている。
- ※9 堺市:大阪府の対応に含まれる。
- ※10 神戸市:3 密の空間への外出・イベント自粛要請(始期:3月23日)
- ※11 大阪市:職員等に感染者発症が発生した場合に状況に応じて個別に依頼。
- ※12 鳥取県:一律の中止等は行わず、イベント等の態様と参加者の特性等により、個別に判断。
- ※13 鳥取県:緊急事態宣言が出ている地域との間の往来については、日程の見直しを改めて検討していただくことも含め、平日・休日を問わず可能な限り控えていただくよう要請。

また、その他感染が拡大している地域についても、不要不急の往来を控えるよう要請。

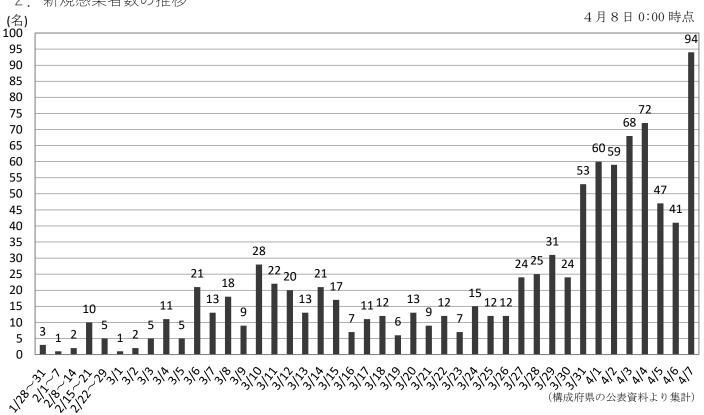
関西圏域における新型コロナウイルス感染症の発生状況

1. 感染者の現状及び感染経路

4月1日0:00 現在

						府	県					
	区分		滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	徳島県	計	%
感药	4.患者		7	69	244	148	11	18		3	500	100
	入	重症		2	10	5					17	3.4
現状	院	軽症・無症状	5	51	147	92	3	3		2	303	60.6
状	退防	र्ट	2	16	85	40	8	14		1	166	33. 2
	死亡	-			2	11		1			14	2.8
	ライ	゚゚゚゚゙゙゙゙゙゙゙゙゚゙゚゚゙゙゙゙゚゚゙゙゙゙゙゙゚゚゙゙゙゙゙゙゚゚゙゚゚゙゚゙		4	71	11	4	1			91	18. 2
	医猪	译施設				27		11			38	7.6
感	幼児	見教育施設				8					8	1.6
感染経路	高歯	令者施設				56					56	11.2
1	クル	レーズ船					2	1		1	4	0.8
(推定)	大学	^全 懇親会	1	19	5	1		1		2	29	5.8
正	海夕	卜渡航者	3	11	18	19	1				52	10.4
	濃厚	『接触者等	2	20	50	8	3	1			84	16.8
	感染約	経路不明(調査中含む)	1	15	100	18	1	3			138	27.6

2. 新規感染者数の推移



新型コロナウイルス感染症に係る検査・医療体制等

令和2年4月8日 関西広域連合広域医療局

1. 検査体制・検査能力

(4月8日現在)

府県市名	検査機関名	検	查可能検体数/日
的朱巾石	快旦版內口		今後の増加予定
滋賀県	滋賀県衛生科学センター	60	
京都府	京都府保健環境研究所	80	
京都市	京都市衛生環境研究所	80	
大阪府	大阪健康安全基盤研究所	240	
大阪市	森ノ宮センター・天王寺センター	240	
	県立健康科学研究所		
兵庫県	尼崎市立衛生研究所	138	
	姫路市環境衛生研究所		
 和歌山県	環境衛生研究センター	80	
7日明八四宗	和歌山市衛生研究所	00	
鳥取県	鳥取県衛生環境研究所	140	
الام-الام	鳥取大学医学部附属病院	110	
徳島県	徳島県保健製薬環境センター	96	
堺市	堺市衛生研究所		
神戸市	神戸市環境保健研究所	72	
	計	946	

2. 帰国者・接触者外来設置箇所数

(4月8日現在)

府県市名	帰国者・接触者外来箇所数	
滋賀県		13
京都府		30
大阪府		63
兵庫県		41
和歌山県		17
鳥取県		13
徳島県		14
計		191

3. 新型コロナウイルス感染症対策を協議する協議会の設置

(4月8日現在)

府県市名	設置状況			
滋賀県	3月30日設置、4月7日第1回協議会を開催			
京都府	3月9日設置、3月9日第1回協議会を開催			
大阪府	4月1日設置、4月3日第2回協議会を開催			
兵庫県	3月24日設置、同日第1回協議会を開催			
和歌山県	2月5日設置、2月5日和歌山県危機管理専門家会議(第1回)を開催、			
们吸出朱	3月12日同会議(第2回)を開催			
鳥取県	2/22設置 2/22第1回プロジェクト会議開催、2/29第2回目、3/13第3回目、			
ラステ 3/23医療調整協議会を開催				
徳島県	3月6日設置、3月13日第1回協議会を開催、3月26日第2回協議会を開催			
心齿朱	4月7日第3回協議会を開催			

[※]R2.3.1厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部通知「地域で新型コロナウイルス感染症の患者が増加した場合の各対策の移行について」に基づく協議会 1

4. 帰国者・接触者相談センターの設置状況

(4月8日現在)

府県市名	箇所数	相談体制
滋賀県	8	・県庁及び大津市保健所(土日祝日を含む24時間対応)
7449471	O	・その他6保健所 (平日8時30分~17時15分)
 京都府	8	・府庁 (土日祝日を含む24時間対応)
23/46/13	O	・ 7 保健所(平日8時30分~17時15分)
大阪府	16	・9保健所、中核市7保健所
J J J J J J J J J J J J J J J J J J J	10	(土日祝日を含む24時間対応)
兵庫県	17	・12保健所(平日9時~17時30分)中核市4保健所
大学·朱	17	・県庁専用ダイヤル(休日及び夜間17時30分〜翌9時)
和歌山県	9	・8保健所(支所含む)、和歌山市保健所
和奶田朱	9	(平日9:00~17:45)※時間外・休日も対応
鳥取県	3	・2保健所、鳥取市1保健所
MUHANK	3	(土日祝日を含む24時間対応)
徳島県	6	・6保健所(土日祝日を含む24時間対応)
京都市	1	・1 保健所(土日祝日を含む24時間対応)
大阪市	1	・1 保健所(土日祝日を含む24時間対応)
堺市	1	・1 保健所(土日祝日を含む24時間対応)
神戸市	1	・1 保健所(土日祝日を含む24時間対応)

5. 一般相談窓口の設置状況

(4月8日現在)

フ・ 加文作品次元	5日の改画1人ル	(4月0口堄钰 <i>)</i>					
府県市名	箇所数	相談体制					
滋賀県	8	・県庁(平日・土日祝8時30分〜17時15分) ・大津市保健所(平日8時40分〜17時25分) ・その他6保健所(平日8時30分〜17時15分)					
京都府	8	・府庁 (土日祝日を含む24時間対応)・7保健所(平日8時30分~17時15分)					
大阪府	1	・府庁(9時〜18時(土日祝日を含む))					
兵庫県	5	・県庁専用ダイヤル(土日祝日を含む24時間対応) ・中核市4保健所					
和歌山県	10	・県庁(土日祝日を含む24時間対応) ・8保健所(支所含む)、和歌山市保健所(9:00~17:45)					
鳥取県	4	・県庁(平日 8 時30分~17時15分) ・3 保健所(土日祝日を含む24時間対応)					
徳島県	1	・県庁専用ダイヤル(土日祝日を含む24時間対応)					
京都市	1	・専用ダイヤル2回線(土日祝日を含む24時間対応)					
大阪市	25	・大阪市保健所(平日9時〜17時30分) ・24区保健福祉センター(平日9時〜17時30分)					
堺市	1	・本庁専用ダイヤル(土日祝日を含む24時間対応)					
神戸市	1	・本庁専用ダイヤル(土日祝日を含む24時間対応)					

令和2年4月7日

大阪の感染拡大の状況

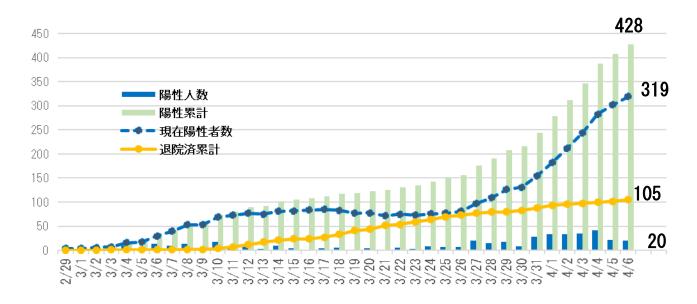
① 大阪府内の検査陽性者の状況

R2.4.6 現在

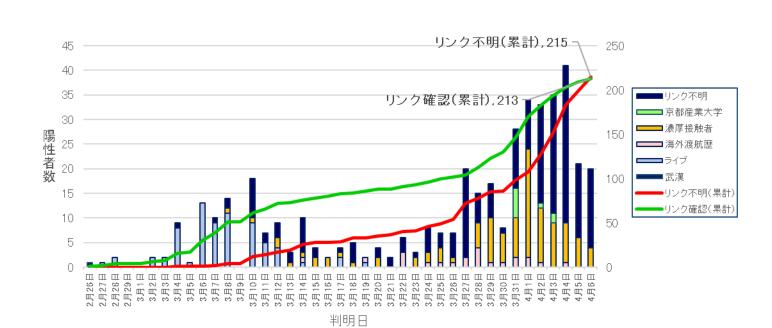
	検査件数
	5031
前日比	+163

					坦萨汶		
陽性者数 累計	現在 陽性者数	重症	軽症 (重症→軽症)	無症状	死亡	退院済 累計 (重症の退院)	
428	319	22	268 (1)	29	4	105 (0)	
+20	+16	+1	+16 (+0)	-1	+0	+4 (+0)	

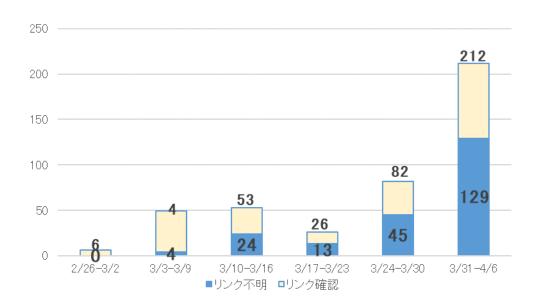
② 新型コロナウイルスの発生状況等(令和2年4月6日現在)



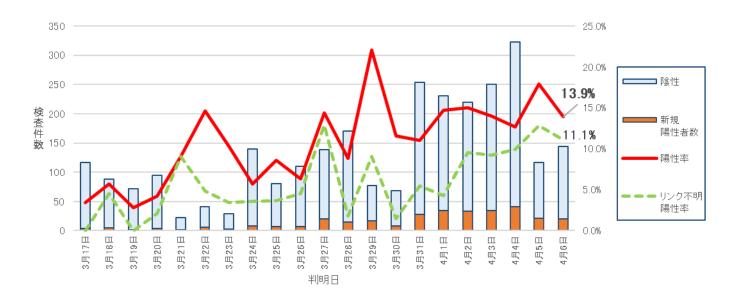
③ 陽性者数の推移(府の報道提供時点での確認に基づく累計)



④ 7日間ごとの新規陽性者数の推移



⑤ 検査件数 (陰性確認除く) と陽性率の推移



1. 大阪府緊急事態措置の概要

- ① 区域 大阪府全域
- ② 期間 今和2年4月7日から令和2年5月6日
- ③ 実施内容

新型インフルエンザ特措法第45条「感染を防止するための協力要請」及び特措法第24条「都道府県対策本部長の権限」により、新型コロナウイルスのまん延防止に向け、以下の対応を実施。

●**外出自粛の要請** (特措法第45条第1項)

<u>府民に対し、</u>医療機関への通院、食材の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、<u>外出自粛を要請。特に、「3つの密」が濃厚に重なる夜の繁華街への外出自粛を</u>強く要請。

●<u>イベントの開催自粛の要請</u>(特措法第24条第9項) イベント主催者に対し、規模や場所に関わらず、開催の自粛を要請。

1. 大阪府緊急事態措置の概要

- ④ 今後予定している措置
 - ◆外出自粛等の協力要請の効果を見極めた上で、以下の施設の使用制限を検討。

(施設の使用制限を要請する場合の対応案)

種別	施設	対応			
生活インフラ施設、 社会福祉施設、 政府の基本的対処方針において 事業の継続が求められる施設	医療施設、食料品店、交通機関、銀行、工場、 飲食店、保育所、高齢者施設、障がい者施設等	適切な感染防止策の協力要請 (24条第9項)			
休止の要請を検討する施設	幼稚園、小中学校、高等学校、特別支援学校、 大学、学習塾、劇場、映画館、運動施設、 遊興施設、娯楽施設(キャバレー、バー、カラオケ店、 パチンコ店)等	施設の使用制限 等を要請 (24条9項) ⇒左記に応じない場合、 45条2項・3項による 個別の要請・指示を 検討(施設名を公表)			

※「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年4月7日改正、政府対策本部決定)(抜粋)

まん延の防止に関する措置として、まずは法第45条第1項に基づく外出の自粛等について協力の要請を行うものとする。その上で、都道府県による法第24条第9項に基づく施設の使用制限の要請を行い特定都道府県による法第45条第2項から第4項までに基づく施設の使用制限の要請、指示等については、外出の自粛等の協力の要請の効果を見極めた上で行うものとする。

2. 外出自粛要請(特措法第45条第1項)

- ▶ 府民に対し、医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、原則として居宅から外出しないことを要請。
- ▶ 特に、密閉空間、密集場所、密接場面という3つの条件が重なる場、いわゆる「3つの密」がより濃厚に 重なる夜の繁華街への外出自粛を強く要請。

【生活の維持に必要な場合(例)】

※感染防止策を講じた上で、必要最小限の人数での活動が前提

○物資調達・・・生活必需品(食料品、日用品、医薬品等)の買い出し

○健康維持・・・医療機関への通院、散歩・運動

○仕事・・・・・職場への出勤

⇒ただし、在宅勤務(テレワーク)や時差出勤等の取組みを強く要請。 感染防止のための取組みと「3つの密」を避ける行動を強く要請。

○その他・・・・銀行、役所など

3. イベントの開催自粛要請 (特措法第24条第9項)

▶ イベント主催者に対し、規模や場所に関わらず、開催の自粛を要請。

【自粛を要請する内容】

○開催規模:大小を問わない

○場所:屋内、屋外を問わない

○種類・内容:<u>生活の維持に必要なものを除く全てのイベント</u>

(具体例)

祭礼・地域行事、文化的イベント(コンサート、演劇、発表会等)、 催事(物産展、展示会、販売促進会、フリーマーケット等)、式典、講演会・研修会、スポーツ行事 等

※ただし、公営住宅の入居説明会・抽選会、事業者を対象とした小規模の研修会等、生活の維持に必要な ものについては、感染拡大防止策を講じた上での実施を要請

4. 緊急事態措置コールセンター(仮称)の設置

特措法に定める要請・指示等の措置に対する府民や事業者の疑問や不安に対応するため、新たにコールセンターを設置

【コールセンターの概要】

名称:緊急事態措置コールセンター(仮称)

設置時期:令和2年4月7日

開設時間:平日9時~18時(4月7日は22時まで)

※ただし、4/11(土)、12(日)は開設

受付方法:専用電話(5回線)

受付電話番号:06-4397-3299

※府ホームページ上にもFAQを掲載予定

「適切な感染防止策」についての取組例

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への 入場防止	・従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止
	・来場者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来場者の入場を制限
3つの「密」 (密閉・密集・密接) の防止	・来場者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保
	・換気を行う(可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける)
	・密集する会議の中止(対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)
,	・執務室の配置変更(座席間隔や同時利用の制限)
	・従業員(出入り業者を含む)のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
飛沫感染、接触感染	・来場者の入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
の防止	・店舗・事務所内の定期的な消毒
	・窓口業務等における工夫(仕切り等の設置)
稼働時における 感染の防止	・ラッシュ対策(時差出勤、自家用車・自動車・徒歩等による出勤の推進)
	・従業員数の出勤数の制限(テレワーク等による在宅勤務の実施等)
	・出張の中止(電話会議やビデオ会議などを活用)

府主催(共催)イベントの延期・中止、府有施設等の休館に関する考え方(案)

【現行の措置】

府民の感染リスクを減らすため、イベントや府有施設について、以下の措置を実施中(5月6日まで)

- ① 府主催の府民が参加するイベントや集会について、原則、開催中止又は延期
- ② 府有施設のうち、不特定多数の方が集まる屋内の集客施設の原則休館

【今後の対応(案)】

大阪府域に「緊急事態宣言」が行われたことを踏まえ、5月6日までの間、上記措置に加え、以下の対応を追加で行う

府有施設

現在開館している、以下の府有施設について、原則として休館する ※

(現在、予約が入っている案件については、開催の自粛を求めていく)

【新たに休館する府有施設例】

- ◆貸館·貸会議室
- ◆体育館·競技場
- ◆公園にある、体育館·テニスコート等の貸施設(公園自体は開園)
- ※ 府有施設の利用をキャンセルした場合の利用料金(キャンセル料)は、引き続き徴収しない

緊急事態宣言を踏まえた府立学校における新型コロナウイルス感染症に係る措置について

〇 措置について

- ① 4月8日(水)から5月6日(水)までの間を臨時休業とする。
- ② 4月8日(水)以降の入学式等は延期する。
- ③ 登校日は、当面の間実施しない。 ただし、大阪の新型コロナウィルス感染状況や専門家の意見を踏まえ、 必要に応じて今後の実施の可否を判断する。
 - ※ 市町村教育委員会及び私立学校園についても、同様の要請を行う

【参考】

O 他の自治体における取扱い

- (1) 大阪市(4月19日(日)まで休業措置【4月7日現在】)
 - ・ 7日(火)以降の入学式、始業式は延期。登校日は中止
 - ・ 幼児児童等の居場所の確保(児童いきいき放課後事業等)は適切に対応 (ただし、条件等は以前と同様)
- (2) 東京都(5月6日(水・祝)まで休業措置)
 - ・ 7日(火)以降の入学式は延期。登校日は当面の間見合わせ

新型コロナウイルス対策を強化するための要員配置(案)

1 業務継続の基本的な考え方

新型コロナウイルス対策業務を最優先に、府の最大の責務である、府民の生命と健康を守り、 府民生活と社会機能を維持するため、次の考え方に基づき業務執行体制を確保する。

◎ 新型コロナウイルス対策業務に職員を優先投入

- 府民生活に重大な影響を及ぼす業務の継続
- 対人接触の最小化による感染拡大防止を図るとともに、職員の欠勤状況(本人又は同居人等のコロナ発症に伴うものなど)を勘案し、
 - ・府民の生命・財産への影響が小さいものの一定期間縮小・休止
 - ・感染拡大の防止等の観点から、不特定多数が集まる業務の休止

上記、縮小・休止業務に従事している職員の優先・継続業務への順次投入

2 要員配置に係る業務分類概要

新型コロナウイルス対策業務		目的: 感染拡大防止、健康被害最小化、社会的混乱の回避、社 会・経済機能の維持
通常業務	継続	○府民の生命・財産への影響が大きいもの
	縮小	○一定期間縮小しても、府民の生命・財産への影響が小さいもの
	休止	○一定期間休止しても、府民の生命・財産への影響が小さいもの
		○不特定多数の接触が発生するもの

3 分類毎の勤務形態

分類	勤務形態		
【最優先】	【原則】出勤		
新型コロナウイルス	【例外】外出自粛に対応するため、在宅勤務※も可能		
対策業務			
通常【優先】	【原則】出勤		
業務 継続	【例外】外出自粛に対応するため、在宅勤務も可能		
*	 ※ セキュリティ確保の上、テレワークができる環境整備(私用端末の活用)を早急に図る。 ※ 上記の環境整備が整うまでの間は、当面、在宅勤務に必要なデータなどは予め所属長の許可を受けたうえで、自宅パソコン等に送信することでできるものとする。(ただし、個人情報を含むデータの送付不可) ※ 幹部職員の連絡はラインワークスなども活用 		

縮小	【原則】在宅勤務※
	○ 体制は可能な限り縮小するものとし、最優先業務等へ配置
	【例外】
	○ 個人情報を扱う場合、業務システムを使用する必要がある場合など、
	在宅ではできない業務について出勤
休止	【原則】最優先業務等への配置
	【例外】 条例に定める開庁時間帯に対応する連絡体制を確保するた
	め、最低限の職員は出勤

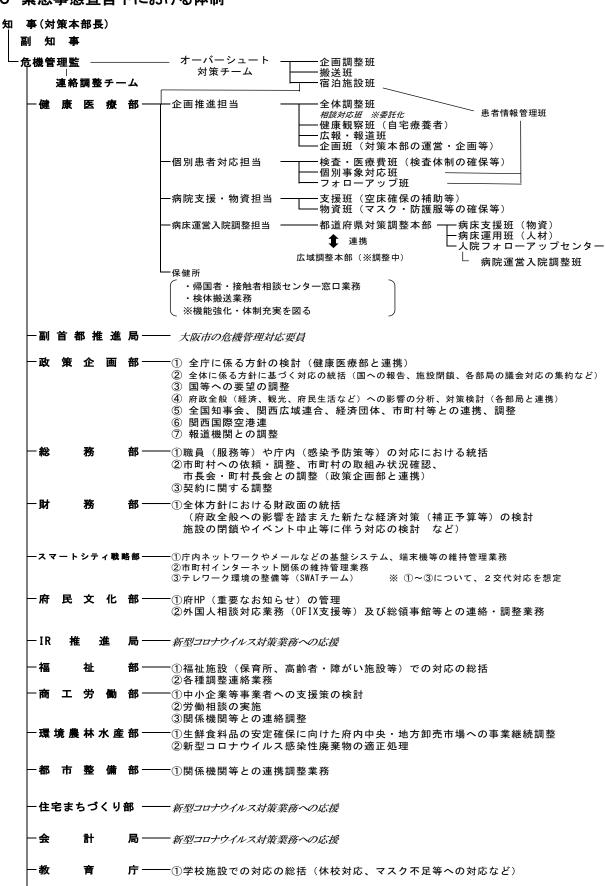
※原則、例外のいずれにも該当しない場合は、自宅待機もあり

※職員の最大40%程度が欠勤することを想定

4 要員配置の考え方

- 今後の状況変化に応じて、最優先業務に配置する職員の確保を第一に「縮小」「休止」とした 業務から最優先業務に必要な職員数を投入する。具体的な業務の縮小・休止にあたっては、 府民サービスの提供状況とのバランスの中で、縮小・休止する範囲、時期について、各部局に おいて判断。ただし、府民生活への影響などを踏まえ、場合によっては、知事・副知事で指 示・決定する。
- 継続(縮小)業務については、部局長マネジメントによる要員確保を基本としつつ、職員の発症などにより部局内での対応が困難な場合については、全庁横断的に職員を投入する。その手法については、予め指定する大手前と咲洲の同規模部局間で、直接、要員の融通を図る「カウンターパート方式」を想定。健康医療部及び危機管理室の新型コロナウイルス対策業務については、総務部をはじめ、全庁によるバックアップを想定。

5 緊急事態宣言下における体制



新型コロナウイルス対策業務への応援

その他行政委員会等

一副首都推進	局一	ー≪優先・継続業務≫	≪縮小・休止業務≫
		_	_
一政策企画部		≪優先・継続業務≫	≪縮小・休止業務≫
(危機管理室除く)		○部の総務、連絡調整業務○知事・副知事等の秘書業務	特になし
 危機 管理	室 —	──≪優先・継続業務≫	≪縮小・休止業務≫
		〇災害対策業務 〇防災行政無線関係運用業務	〇総務関連業務 〇防災啓発関係業務
一総 務	≛ ₹		≪縮小・休止業務≫
#4D 427	ДΡ	○条例の立案、規則、告示、公告、訓令その他の重要な 文書の審査 ○市町村行財政支援業務	○内部統制に関すること ○府公館・正庁の間の一般公開
一財務	部 —		
		○予算業務、府債発行などの業務○公民連携、公の施設・出資法人に関する業務○府税業務(税務局)○府税業務(各府税事務所)	〇府税窓口対応業務(各府税事務所) ※電話、郵送へ転換し業務継続のため要員が必
一スマートシティ戦闘	各部—	≪優先・継続業務≫	≪縮小・休止業務≫
		〇最低限の組織運営、マネジメント体制 〇その他対外的な業務調整	〇スマートシティ戦略の推進や (戦略会議、各種事業の推進を含む) 特区関連業務のうち、不急のもの
一府 民 文 化	部一	-≪優先・継続業務≫	≪縮小・休止業務≫
		〇消費生活相談業務等 〇旅券発給業務	○都市魅力創造・文化・スポーツ業務○施設運営等業務
−IR 推 進	局	≪優先・継続業務≫	≪縮小・休止業務≫
		〇IR事業者との連絡調整業務	○ I Rに関する広報・広聴業務○事業者の選定に関する業務○事業予定地の施設整備に関する業務等
−福 祉	部 —	≪優先・継続業務≫	≪縮小・休止業務≫
		○各種人事・予算・総務・企画業務○児童虐待対応及び施設運営業務	〇指導監査関係業務 〇障がい者文化・スポーツ関係業務
一健康 医療	部一	─≪優先・継続業務≫	≪縮小・休止業務≫
		調整中	調整中
一商 エ 労 働	部 —	─≪優先・継続業務≫	≪縮小・休止業務≫
		○中小企業向けの制度融資等の業務○労働相談関連業務 等	〇セミナー、研修、イベント等 〇求職者訓練業務 等
一環 境 農 林 水 産	部 —	─≪優先・継続業務≫	≪縮小・休止業務≫
		〇ため池や森林における防災対策 〇産業廃棄物不適正処理対策・許認可業務	〇各種団体への検査 〇イベントなどの普及啓発
一都市整備	- 語		- ≪縮小・休止業務≫
		〇維持管理業務 〇水防業務	〇建設工事(復旧関連工事以外)
一住宅まちづくり部	_		【≪縮小・休止業務≫
		○民間住宅に対する家賃補助業務 ○建設業法、宅地建物取引業法等に基づく「電話相談、業者指導等業務」	○公共施設等の建設工事 ○建設業法、宅地建物取引業法等に基づく「来庁窓口相談等業 など
一会計管理者		≪優先・継続業務≫	≪縮小・休止業務≫
□□□ 会計	局	総務(各種(府費等)支払)業務 財務会計システム運用業務、手数料納付窓口対応業務・ POSレジシステム運用業務	会計検査・指導業務 新公会計制度業務
育 委 員 会		≪優先・継続業務≫	
育長 一教 育	庁—	○学校運営に関する業務、施設管理業務○教職員の給与等支給業務	〇教員採用選考関連業務 〇教員力向上支援業務
他行政委員会等	_		- ≪縮小・休止業務≫
W 13 90 SC SM AN TO		【議会】 〇本会議・委員会運営等業務、政務調査、議員・会派等連絡調整業務 〇議長、副議長秘書業務、議会広報(議会中継、音響等)、政務活動費、資産公開手続き等 【監査】	【議会】 《 5 月定例会や臨時会が想定されており、議会の審議体制の確 前提。なお、議会の状況により、全庁的な優先業務への応援が な場合は、個別調整の上対応。 【監査】 〇 監査業務

テレワーク(在宅勤務)実施について ~「緊急事態宣言」発令の間の取扱い~

1. 趣旨

○ 大阪府では、新型コロナウイルス感染防止対策の一環として、これまで時差出勤の拡大(2/20~)を実施してきたが、対人接触の最小化による感染拡大防止を図るため、「緊急事態宣言」発令時における業務への当面の対応として、「在宅勤務」を拡充する。

2. 概要

- ■対象職員 本庁・出先に勤務する職員
- ■実施時期 緊急事態宣言発令後、当分の間
- ■勤務時間 当該職員の職場での勤務における正規の勤務時間帯(基本は9時~17時半) と同じ時間帯。在宅勤務では原則として時間外勤務(命令)は不可。

3. 留意事項等

- テレワークのための環境が不十分なことから、当面、以下のとおり。
 - 在宅勤務に必要なデータ及び紙資料等などは予め所属長の許可を得た上で、 私物の端末機に送信、又は持ち帰ることができるものとする。
 - ただし、個人情報や機密情報を含むデータは送信しないものとする。※個人情報を扱うものなど、在宅ではできない業務については、出勤して行う。
 - 私物の端末機を業務に利用する際、ウイルス対策などの利用条件を満たすものとする。

自宅での私物の端末機を使用するにあたっては、同意書を所属長に提出する。

- 在宅業務継続のため、出勤・出張することは可能とする。
- 業務システムを利用する必要がある場合は、出勤するか、もしくは出勤している 職員による代行起案を行う等、実情に応じて対応する。

所属長など決裁権者は適宜出勤して決裁を行う。

• 今後、業務の縮小・休止を進める中で、応援業務に従事せず、出勤しない者は自宅待機として職務専念義務を免除する。

令和2年4月7日 兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針

新型インフルエンザ等特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言が発令されたことから、同法の規定及び兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、これまで以上に国や市町等と連携・協力し、感染拡大防止や県民生活・県民経済の安定に向け、同法第24条第9項及び第45条第1項の規定に基づく以下の緊急事態措置を実施する。

- I 区域 兵庫県全域
- Ⅱ 期間 令和2年4月7日~令和2年5月6日
- Ⅲ 緊急事態措置

1 医療体制

4

- (1) 入院体制の強化
 - 〇患者の増加傾向を踏まえ、一定の感染症予防策等が講じられた病床 500 床を確保 具体的には、
 - ① 県立加古川医療センターを県内全域の患者に対応する「新型コロナウイルス感染症拠点病院」に、神戸市立医療センター中央市民病院及び県立尼崎総合医療センターを重症患者等に対応する「新型コロナウイルス感染症重症等特定病院」にそれぞれ位置づけ、重症者対策を強化するとともに、この3医療機関で4月中旬を目途に100 床程度の病床拡充を図る。
 - ② 3 医療機関に加え、その他の感染症指定医療機関及び公的・公立医療機関等に病床 確保を要請し、4月末までにさらに150 床程度確保し、合計500 床の確保を図る。
 - ○医療機関において、重症化対策や感染症対策が講じられるよう、人工呼吸器や個人防護 服等の整備支援
 - ○感染症病床に加え、一定の感染症予防策等を講じた入院病床を確保するため、空床補償 経費や診療報酬について、さらなる引き上げを国に要請

(2) 無症状者や軽症者への対応

〇患者の増加に伴い、重症患者の入院医療に支障が生じないよう、原則として入院後の無症状者や軽症者の宿泊施設での療養等に向け、宿泊施設を確保し、医師・看護師等医療体制を整備し、療養を開始する。

(来週を目途に、ホテルリブマックス姫路市役所前 (78 室)、JICA 関西の宿泊所 (96 室) 及び阪神地域のホテル (調整中) で受入開始。その他合わせて 4 月中に計 500 室程度 (神戸市 104 室を含む) を確保)

(3) 外来医療体制の強化

- 〇帰国者・接触者外来医療機関 (41 病院) について、患者の動向を踏まえ、阪神間を中心 に、さらなる増加を図る。
- ○各圏域における外来等受診状況を踏まえ、臨時外来設置等での外来対応に向け、関係市 町及び医師会等関係団体と協力して対応

(4) 医療用マスク・防護服等の確保

○国や団体、友好省等からの提供や寄贈により、県全体で概ね5月上旬まで確保 特に医療用マスク (N95) の確保を図る。

2 学校等

(1) 公立学校

緊急事態宣言を受け、県内全ての県立学校を4月9日から5月6日まで、臨時休業 市町立学校・園(小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園・ 幼稚園型認定こども園)においても同様に5月6日まで臨時休業を要請。なお、幼稚園・ 幼稚園型認定こども園の預かり保育は必要に応じて設置者で判断

〈県立高校の取扱い〉

、宗立向仪で	- XIX - /
登校日	週1日とし、午前中に設定 (第5学区は週2日を上限とし、かつ、学習支援のための補習を認める) ※日数:2週間毎に発生状況を踏まえ検討
登校時間	通勤時間帯を避ける
下校時間	午前中で下校
授業時間	実施しない
部活動	実施しない ※実施の可否等:2週間毎に発生状況を踏まえ検討
在校生・ 新入生 説明会	4月8日午前中に在校生説明会(学年別に時間を変えて実施)、 4月8日午後から新入生説明会
	いずれも最少人数で簡素化し、感染防止の措置を講じた上で実施 (例:参加人数の精選、時間短縮 等)
その他	学校以外の公園での運動等を除く、不要不急の外出を自粛すること

※①定時制·多部制等

上記の方針に基づき、学校ごとに対応

②特別支援学校

上記の方針に基づき、分散登校など工夫のうえ、学校ごとに対応

(2) 県内大学

県立大学をはじめ、県内大学については、5月6日まで臨時休業を要請。なお、臨床実 習等授業内容によりやむを得ず休業できない場合は、万全の感染症防止対策を講ずるよう 要請

(3) 高専、私立学校(幼小中高・専修学校・各種学校)

○専修学校・各種学校

県立学校の取扱いと同様に、5月6日まで臨時休業を要請。なお、臨床実習等授業内容 によりやむを得ず休業できない場合は、万全の感染症防止対策を講ずるよう要請

- 〇高専、私立小中高
 - 県立学校の取扱いと同様に、5月6日まで臨時休業を要請
- ○私立幼稚園・幼稚園型認定こども園.

県立学校の取扱いと同様に、5月6日まで臨時休業を要請。なお、やむを得ない預かり 保育は実施することも可

3 社会福祉施設

- (1) 高齢者施設、障害者施設等
 - ○高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に係るすべての関係施設について、感染防止対策を厳重に徹底した上で、事業の継続を要請
 - ○通所・短期入所サービス利用者については、家庭での対応が可能な場合などは、可能な 限り利用の自粛を要請
 - ○通所・短期入所事業所において必要な場合には、代替サービスである訪問系サービスの 利用を要請し、その提供が円滑に行われるよう事業者間の連携強化を要請
 - ○面会者からの感染を防ぐため、面会は緊急の場合を除き、中止すべきことを要請

(2) 保育所(幼保連携・保育所型認定こども園を含む)・放課後児童クラブ

- ○感染防止対策を厳重に徹底した上で、原則として、保育サービス等の事業の継続を要請
- ○利用者には、家庭での対応が可能な場合には、可能な限り利用の自粛を要請
- ○保育所においては、電話での育児・健康相談等を実施して在宅での保育の支援を要請

4 社会教育施設等

- 〇県内全ての社会教育施設に対し、休館又は自粛を要請(屋外施設の利用は可) ただし、開館する場合は、感染防止措置の徹底を要請
 - <感染防止措置>
 - ・来館者多数の場合の入場制限
 - ・発熱、咳などの症状のある者の入場禁止
 - 発熱チェック
 - ・マスク装着の徹底、消毒液の設置
 - ・密閉・密集・密着状態の回避(休憩時間・回数増、換気など)
 - ・入館者の氏名・連絡先等の把握等
- ○主な施設の対応
 - ・県立美術館、芸術文化センター等の施設については、4月8日から5月6日まで休館 (屋外施設の利用は可)

5 事業活動への支援等

- ○中小企業のための特別相談窓口の設置
 - ・ひょうご・神戸経営相談センター、県地域金融室、県信用保証協会、各金融機関
- ○中小企業融資制度による対応
 - ・新型コロナウイルス対策資金、経営活性化資金、借換資金、危機対応資金を提供 (保証承諾実績(4月6日時点):1,874件、40,934百万円)
 - ・信用保証における審査期間の短縮など弾力的な運用、積極的な承諾
- ○金融機関への配慮要請
 - ・既往債務に係る条件変更等の弾力的な運用等

- ○雇用調整助成金の活用
 - ・4月1日から特例措置により拡充
 - (①助成率引上(大企業 1/2→2/3、中小 2/3→4/5)、②雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成の対象)
 - ・兵庫労働局助成金デスクによる相談
- ○国の施策の積極的な活用等

6 事業継続等の要請

- ○関係団体を通じ企業等へ以下の取組を要請
 - ・人との交わりの低減(時差出勤、在宅勤務(テレワーク)、自転車通勤等)
 - ・職場における感染防止(手洗い、咳エチケット、換気励行等執務環境)
- ○飲食料品・生活必需物資供給、食堂・レストラン、金融・物流運送など、県民の安定的な 生活の確保や社会の安定の維持に必要なサービスについて、来客及び従業員に対する感染 防止措置を徹底した上で、営業の継続を要請

<感染防止措置>

- ・来訪者多数の場合の入場制限
- ・発熱、咳などの症状のある者の入場禁止 .
- 手指の消毒設備の設置
- ・施設の消毒
- ・マスクの着用その他感染防止措置の来訪者への周知
- ○食料の安定供給については、関係者の事業継続を要請

7 イベントの開催自粛要請

○イベント・集会等については、集団感染のリスクが懸念され、人の密集が生じることなど から原則として、中止・延期を要請

開催の必要があると判断する場合は、感染予防措置の徹底、密閉空間・密集場所・密接場面の「3つの条件」の回避などの対応を要請

8 外出自粛要請(法第45条第1項)

- 〇牛活の維持に必要な場合を除き、みだりに居宅等から外出しないことを要請
 - ・特に、東京、大阪などの人口密集地との不要不急の往来の自粛
 - ・夜間から早朝にかけて営業し接客を伴う飲食店、カラオケなどの利用の自粛
 - ・不要不急の帰省や旅行など都道府県をまたいだ移動の自粛
- ○自粛の対象とならない外出の例は、次の通り

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、事業継続に必要な最小限度 の職場への出勤、屋外での運動、散歩 等

○「三つの密」(密閉・密集・密接)が重なる懸念のある集会・イベントへの参加自粛を要請

9 海外からの帰国者への対応

- 〇指定された場所(自宅など)での14日間の待機
- ○保健所等による健康観察への協力
- ○咳や発熱等の症状が現れた場合の帰国者・接触者相談センター(健康福祉事務所・保健所) への相談
- ○入国制限がなされている国や地域以外の帰国者から住所地所在の保健所への連絡

10 風評被害対策等

- ○医療関係者、患者関係者などへのいわれなき風評被害を防止するとともに、憶測やデマな どに惑わされないよう、冷静に対処
- ○医療機関、スーパー、金融機関など県民生活に必要な施設等は営業を継続することから、 食料、医薬品、生活必需品の買い占め等を行わないよう冷静に対応

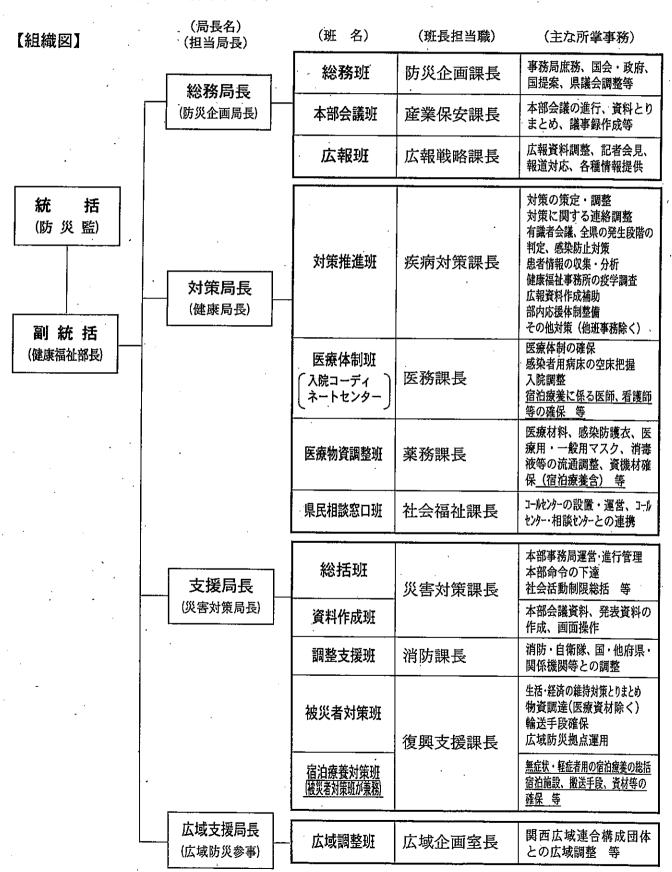
11 庁内の対応

- ○職員の感染予防対策
 - ・在宅勤務・時差出勤制度・特別休暇の活用
 - ・50 人以上の会議の原則自粛
 - ・会議・打合せ等でのマスク着用
 - ・県民への窓口業務等については、職場環境に応じて、密閉、密集、密接とならないよう な方法により実施
 - ・各職場における感染防止策の徹底
 - ・庁内連携によるコールセンター・健康福祉事務所等の体制強化



新型コロナウイルス感染症対策本部 事務局体制

兵庫県危機管理基本指針及び県新型インフルエンザ等対策本部設置要綱を基本とし、 以下の通り事務局体制を構築する。



.

知事メッセージ

本日、安倍総理が新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を行い、 本県も緊急事態措置の実施区域となりました。

本県の感染状況は、感染者数が228人(本日19人(20時時点))であり、東京都や大阪府のような大幅な感染拡大ではないものの、感染経路の不明な症例、帰国者・若者の感染者が増加しており、予断を許さない状況です。

本県は本日の緊急事態宣言を受け、県対策本部会議を開催し、「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」を決定しました。

この方針に基づき、引き続き、県民の皆様の安全を最優先に、「クラスターの解消」、「感染者からの第2次感染の封じ込め」「海外帰国者対策」を中心に、感染拡大防止に向け取組をさらに強化して推進します。

県民の皆様には、国や県、市町から発信する情報を基に、冷静に行動していただくとともに、次の点についてご協力をお願いします。

1 外出のさらなる自粛

今一度、自らの行動の責任を自覚し、生活の維持に必要な場合を除き、 みだりに居宅等から外出しないことを要請し、帰省、旅行、会合を控える ことをお願いします。 特に、感染が拡大している首都圏のほか、関西圏でも都市部などの人口 密集地との不要不急の往来については、当面、自粛していただくようお願 いします。

また、「三つの密」(密閉・密集・密接)が重なる懸念がある集会、イベ ントへの参加の自粛をお願いします。

さらに、夜間から早朝にかけて営業し接客を伴う飲食店、カラオケなど の利用を当面、控えるようお願いします。

2 冷静かつ適切な対応

医療関係者、患者関係者などへのいわれなき風評被害を防止し、憶測や デマなどに惑わされないよう冷静な対処をお願いします。

また、医療機関、スーパー、金融機関など県民生活に必要な施設等は営業を継続することから、食料、医療品、生活必需品の買い占め等を行わないようお願いします。

新型コロナウイルス感染症に関する不明・不安な点がある場合は、県が 設置している24時間体制のコールセンター(078-362-9980) へご相談ください。

今後とも、国や関係機関と緊密に連携し、感染拡大防止に向けて迅速か つ的確に対応していきます。